

令和 3 年度事業計画



日本赤十字社 青森県支部
Japanese Red Cross Society

は　じ　め　に

赤十字事業の推進につきまして、関係各位の深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

日本赤十字社では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害救護事業をはじめとし、医療事業、血液事業、ボランティア・青少年の育成など様々な赤十字事業を展開しています。

昨年から続いている、新型コロナウイルス感染症の拡大は未だ収束の目途が立たず、社会経済や人々の暮らしに大きな影響を与えています。支部運営においても少なからず影響は受けましたが、そのような状況下でも、日本赤十字社の特色を生かした積極的な取り組みを継続しています。

また、コロナ禍が続く中で、7月には豪雨災害が発生し、新型コロナウイルス感染防止策と迅速な災害応急対策の実施の両立を図りながら、被災地での活動を行いました。

こうした赤十字の活動は、関係各位のご尽力によって支えられています。当支部が様々な活動を推進していくためには、多くの関係各位のご支援が不可欠であります。皆様には、今後とも、当支部への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

当支部では、災害時における救護活動はもとより、平時における災害救護体制の強化や赤十字奉仕団の育成、救急法などの講習普及や青少年赤十字の防災教育など各種事業を展開し、支部、病院、血液センター、社会福祉施設が一丸となって、人々のいのちと健康、尊厳を守る活動に取り組んで参ります。

目 次

第 1	赤十字事業の実施計画	
1	災害救護事業	1
2	看護師養成事業	3
3	救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業	4
4	赤十字奉仕団	6
5	青少年・こども赤十字	9
6	国際活動	12
7	医療事業	13
8	社会福祉事業	14
9	血液事業	15
第 2	会員募集の拡充と赤十字思想の普及	
10	赤十字会員（社員）増強・活動資金增收運動	16
11	赤十字思想普及・広報活動	19
12	青森県赤十字有功会	21
第 3	令和 3 年度行事予定表	
	総務課関係	22
	組織振興課／社業振興・広報関係	23
	組織振興課／赤十字奉仕団関係	24
	組織振興課／青少年・こども赤十字関係	25
	事業推進課関係	26

1 災害救護事業

災害救護業務は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な事業であり、災害救助法により救助への協力義務が規定され、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法により、日本赤十字社は「指定公共機関」として位置づけられ大きな役割を担っている。

近年、その発生が危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震など様々な大規模災害に備え、災害対応能力の強化と体制整備のため、救護班の訓練・研修を行うとともに、救護資機材の整備を進め充実を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延状況下において自然災害等が発生した場合に、救護員の安全を確保し、適切かつ迅速な災害救護活動ができる体制の整備を図る。

(1) 救護訓練・研修の実施と参加

当支部では、災害発生時、円滑な救護活動が実施できるよう、常備救護班 8 個班を編成している。また、常備救護班のうち初動 2 個班に DMAT チームを配置し、超急性期への対応を行うとともに、平素より体制の確立とその充実・強化に努めている。

災害救護活動に必要な知識・技術の習得と円滑な救護活動を行えるよう救護班要員等を対象に訓練及び研修を実施する。

また、国及び県、市町村などが実施する訓練等に参加し、他の関係機関団体との連携強化を図ることとする。

ア 第1ブロック支部主催

- ・日本赤十字社第1ブロック支部合同災害救護訓練

令和3年度の第1ブロック支部（北海道・東北）合同災害救護訓練は、宮城県支部が担当実施することになっている。

イ 支部・八戸赤十字病院主催

- ・救護班基礎研修
- ・救護班中級研修
- ・救護班上級研修
- ・こころのケア研修会

ウ 本社主催

- ・全国赤十字救護班研修会
- ・こころのケア指導者養成研修
- ・日赤災害医療コーディネート研修会

エ 他団体主催

- ・青森県総合防災訓練
- ・青森県原子力防災訓練
- ・青森県災害対策本部図上訓練

- ・青森県 SCU 設置運営訓練
- ・青森県石油コンビナート等特別区域防災訓練
- ・八戸市総合防災訓練
- ・日本 DMAT 隊員養成研修
- ・東北ブロック DMAT 参集訓練
- ・日本 DMAT 隊員技能維持研修

(2) 救護装備の強化

救護体制強化においては、支部災害対策本部機能強化及び救護班装備強化のため、情報収集ツール等の整備を行う。業務用無線機については、令和 4 年度中に規格変更のため、令和 3 年度中の無線機器の更新は行わない予定である。

また、感染症がまん延する状況下においても救護員の安全確保を図り、適切かつ迅速な災害救護活動ができるよう、個人防護具の整備を行う。

- ア 災害対策本部機能強化及び救護班装備強化のための情報収集ツール（衛星電話用ルーター、ポケット Wi-Fi、タブレット端末等）の整備
- イ 感染症対策にかかる個人防護具の整備

(3) 災害被災者への救護活動

災害発生時に必要な救護業務を行うため、日赤地区・分区の協力を得て、市町村に避難所等が設置された場合に即応できる体制を整える。

災害発時には、以下のような事業を行う。

- ア 災害被災者に毛布、緊急セット等の救援物資を配布する。
- イ 災害被災者救援のため、義援金受付を行う。
- ウ 医療救護班による避難所での巡回診療を行う。

(4) 地域防災力強化のための事業

東日本大震災以降、地域における自助、共助のための防災に関する研修等の要請が増えており、このようなニーズに対応するため、以下の事業を実施する。

- ア 日本赤十字社防災教育事業実施に必要なボランティアスタッフの養成
- イ 防災セミナー等の実施（主催及び他団体との共催）

※令和 3、4 年度に青森県教育委員会スポーツ健康課が主催する新規事業「命を守る！防災教育推進事業（仮）」に組織振興課と共に参画

(5) 災害救援車「博愛号」等配置事業

内 容：災害時の地域防災力強化のため、各地区・分区（市町村）が必要とする災害対策に要する装備の整備について、支部がその一部を負担するもの。

対 象：計画案に基づき、希望のあった地区・分区（市町村）を対象とする。

期 間：平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を予定。

配置物品：地域防災力強化のため、地区・分区（市町村）より希望のあった物品とする。

負 担 額：対象とする物品の取得に要する経費の 1/2 又は、100 万円のいずれか低い額を支部が負担する。

令和 3 年度の配置予定地区・分区（市町村）及び配置物品

○八戸市地区／鰺ヶ沢町分区／大鷲町分区／東北町分区

○ミニバン車 (2000cc ／ 乗車定員 7-8 名 ／ 4WD)

2 看護師養成事業

日本赤十字社では、赤十字の理念に基づいた看護教育を行っており、養成された赤十字看護師は、地域医療はもとより国内外の被災地において災害救護活動を行い、その実績は高い評価を受けている。

当支部では、優秀な看護師の質的な充実、高度化を目的として、奨学金貸与制度を設け、日本赤十字秋田看護大学への養成委託を図っている。

卒業後は、八戸赤十字病院に看護師として勤務しつつ訓練を重ね、災害時に災害救護要員として医療救護班に編入される。

令和 3 年度の学年別養成者は以下のとおりである。

赤十字看護教育施設	学 年	人 数
日本赤十字秋田看護大学	1 年	1 名
	2 年	2 名
	3 年	2 名
	4 年	2 名
計		7 名

3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業

「人間の苦痛を予防・軽減し、生命の尊厳を確保する」という赤十字の基本理念を、具体的な知識や技術として、一般の人々に広めることを目的として講習普及を図る。

本事業を通じて、赤十字運動の強化、普及を図る視点から次の3項目を目標に掲げ、取り組むこととする。

○日常生活での知識、技術の実践

事故防止や、生命と健康を守るために知識や技術を日常生活の中で実践し、一人一人が安全で健康的な生活が営めるようにする。

○ボランティア活動等、助け合い精神の涵養

災害時はもとより、日常生活においても互いに助け合えるボランティアの心を育てる。

○赤十字事業参加者の増強

自らが積極的に赤十字活動に参加する理解者、協力者を増やす。

(1) 救急法講習会

日常生活における事故防止の知識と不慮の事故や急病に対する応急手当の方法を普及する。傷病者の救命率向上のためには、現場に居合わせた一般の人々の救命応急手当が重要である。「一次救命処置」の仕方を学ぶ「基礎講習」、日常生活における事故防止、手当の基本、止血法、包帯法、固定法、搬送法などを学ぶ「救急員養成講習」と講習の一部を実施する「短期講習」を実施する。

(2) 水上安全法講習会

水と親しむとともに、溺れた人を助け、自分自身を水の事故から守るために必要な知識と技術の普及と、溺れた人の救助方法をプール、海等で講習を行い、水の事故防止思想普及を図る。水の活用と事故防止、安全な水泳と自己保全、救助、応急手当などを学ぶ「救助員養成講習」と、消防職員、警察官等防災関係機関、学校教諭等広く事故防止思想普及へ寄与することが見込まれる職域の方々を対象に講習の一部を実施する「短期講習」を実施する。

(3) 健康生活支援講習会

高齢者の家族や地域の高齢者との接し方と介護の仕方、自身が高齢期をすこやかに迎えるための知識や技術の普及を図るため、「支援員養成講習」と「短期講習」を実施する。

(4) 幼児安全法講習会

子どもの尊い命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故と手当の方法、家庭内での看病の方法等の知識と技術の普及を図るため「支援員養成講習」と「短期講習」を実施する。

(5) 青森県高等学校総合文化祭青少年赤十字部門救急法コンクール

青少年赤十字高校生メンバーを対象として県内6地区で行われる救急法講習会を支援するとともに、「青森県高等学校総合文化祭」において開催される青少年赤十字部門救急法コンクールを通じ、高校生への事故防止思想の啓発や救急法技術の習得を図る。

なお、コンクールの運営及び審査は、支部所属の救急法指導員が務める。

(6) 講習普及体制の強化

ア 指導体制の充実強化

指導員等教育のため関係職員の学会等への参加、また、講師、指導員を対象とする各種研修会を実施し、知識と技術の向上を図る。

イ 教材・資材の整備

各講習指導に必要な教材及び資機材を計画的に整備する。

また、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策として、訓練用人形、マスク、手袋などの資機材を整備し、講習環境を整える。

ウ 多様化する講習実施体制への対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面での講習実施が困難な状況でも、受講希望のニーズに応えるため、オンライン講習等を実施できる体制を整え、講習普及を図る。

(7) 普及のための広報活動

ア 一般及び企業等に対し、各種講習の実施について、広く周知する。

イ 地区・分区（奉仕団員、一般）において救急法等の講習を実施し、地域の安全思想普及に努める。

ウ 各教育事務所等が開催する教職員対象の研修会に指導員を派遣し、一次救命処置等の普及に努める。

4 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の基本理念である「人道」の実現を第一の使命として、戦後間もなく全国各地に結成され、身近な地域社会においてボランティア活動を実践することを目的とし、日本赤十字社を支える大きな力として赤十字事業の推進にあたってきた。

近年、地震や大雨、台風等の自然災害の多発化や被害の大規模化により、被災者支援ボランティアに寄せられる期待は高まっている。

一方、自助を基盤とした地域コミュニティの防災・減災への取り組みが重要視されており、その一環として、赤十字奉仕団としても平時から地域住民や行政、各種団体等との連携を図ることが求められている。

また、少子高齢化社会において、赤十字奉仕団として安定的かつ継続的な社会活動の推進や、より良い地域づくりのための一助となるべく、誰もが参加しやすいボランティア環境を整備する必要がある。

これまで培ってきた知識や経験、赤十字の強みである組織力を十分に生かし、社会のニーズを反映した主体的で積極的な奉仕団活動の促進と、災害時における連携強化を図っていく。

また、地域の状況に合わせ、感染症対策にも留意し、奉仕団としてできる活動を見つけ、実施していく。

◎重点施策

1. 社会のニーズを反映した主体的で積極的な赤十字奉仕団活動の促進
2. 災害時の活動、備えの強化
3. 地域との連携、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（こども）赤十字や他赤十字事業等との交流促進
4. 地域やSNS等を活用した広報活動の充実
5. 赤十字奉仕団員の意識向上やスキルアップに繋がるための研修等の充実
6. 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動への協力

◎重点施策についての具体策

（1）社会のニーズを反映した主体的で積極的な赤十字奉仕団活動の促進

時代や環境の変化に合わせた活動の充実を図るため、社会や地域が求める活動を察知し、赤十字奉仕団が主体性（自分たちで考え、選択）と積極性（自ら行動を起こし）を持って取り組む。また、そのような活動がしやすい環境づくり・体制づくりに努める。

ア 活動しやすい基盤づくり

年間活動計画に基づいた計画的な活動 / 魅力ある活動内容を企画 /
市町村担当者や他ボランティア団体等との連携 等

イ 新規団員の加入促進

活動参加呼びかけ / 地域での活動PR / 地域住民との交流促進 等

ウ 後継者の育成

リーダー養成研修の実施 / 日々の活動からリーダー役の設定 等

(2) 災害時の活動、備えの強化

災害時の活動は、赤十字奉仕団活動に求められる重要な活動の一つである。

奉仕団員一人ひとりが災害についての知識を高め、率先力として機能する赤十字奉仕団を目指すとともに、各種会議、研修会等において防災・減災を普及するための指導の機会を広げ、現場で求められている知識を身につけた地域の防災の“リーダー”としての奉仕団体制の整備と基盤づくりに努める。

ア 平時からの備え

自主防災組織・町内会・民生委員等との連携及び協力体制の構築 / 防災セミナーや防災訓練への積極参加 / 地域住民への防災意識向上の啓発・PR活動 等

イ 災害発生後に望まれる活動

避難所等での協力（炊き出しの実施、救援物資の仕分、避難所設営の手伝い等） / 街頭募金活動の実施 / 一人暮らし高齢者等の安否確認 等

(3) 地域との連携、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（こども）赤十字や他赤十字事業等との交流促進

行政（地区・分区）、自治会・町内会、他ボランティア団体などとの連携・協働に努め、また、青少年（こども）赤十字メンバーとの交流や他赤十字事業活動（血液事業、病院福祉施設）への奉仕を通して、互いの活動の相互理解を図り協力体制を整える。

地域や他団体主催イベントへの参加 / 青少年赤十字との合同研修 / 他赤十字事業との交流 等

(4) 地域やSNS等を活用した広報活動の充実

赤十字の人道的活動を一人でも多くの人々に理解していただくために、「活動の見える化」を意識し、地域広報媒体やSNS等を活用した積極的な広報活動に努める。

活動時のPR / 各市町村広報誌への記事寄稿 / 報道機関への取材要請 / ホームページやSNS等の活用 等

(5) 赤十字奉仕団員の意識向上やスキルアップに繋がるための研修等の充実

各種研修会に積極的に参加し、赤十字事業に対する理解をより一層深めるとともに、団員として必要な知識の習得や意識の向上を図る。

ア 支部主催

基礎研修会 / リーダーシップ研修会 等

- イ 郡市地区主催
活動研究会
- ウ 市地区・町村分区（単位団）主催
研修会 / 移動研修会 / 合同研修会（交流会）
- エ 本社主催
赤十字ボランティアリーダー研修会 / 支部指導講師研修会
- オ その他の研修会
奉仕団活動において、必要と思われる研修会や勉強会 等

（6）赤十字会員（社員）増強・活動資金增收運動への協力

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹をなす会員の増強及び活動資金の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

そのために、制度をよく理解し、赤十字会員（社員）増強・活動資金增收に取り組む体制を構築し、地区・分区や関係団体等との連携のもとに会員及び活動資金募集が行いやすい環境づくりに努める。

◎赤十字奉仕団の指導体制と適正な活動・運営の育成強化

各種会議や研修会に指導講師や支部職員を派遣し、組織強化のための指導を行い、主体的な運営や活動ができるよう、組織と人材の育成に努める。

（1）指導講師の配置と指導・研修体制

- ア 配置：指導区域を県内 6 ブロック（東青、西北五、中弘南黒、上十三、むつ下北、三八）に分け、各ブロックに原則として 2 名配置する。
- イ 指導：赤十字奉仕団運営のための委員会や総会へ、各団（地区・分区）の要請により訪問し、活動・運営についての指導・助言にあたる。
- ウ 研修：団員の意識向上のための研修会等において、より良い奉仕活動への指導・助言ができるよう研修内容の企画立案などについても積極的に関与する。

（2）赤十字奉仕団活動の強化を図るために開催する会議

- ア 支部主催
支部委員会 / 強化推進会議 / 指導講師会議
- イ 郡地区主催
委員長・事務担当者会議
- ウ 本社主催
中央委員会 / 全国協議会（青年奉仕団）
- エ 第 1 ブロック主催
委員長会議・支部担当者会議 / 支部協議会（青年奉仕団）

5 青少年・こども赤十字

青少年・こども赤十字は、青少年に赤十字の人道的な価値を自ら学ぶ機会を提供し、世界の平和と福祉に貢献できる人間の育成を目指して、国際赤十字・赤新月社連盟が推進している重要な事業である。

当支部においても、赤十字の精神を普及するために、青少年赤十字の実践目標及び態度目標を踏まえて、指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団との連携を密に活動を推進する。

また、国内外において頻発する自然災害や感染症等の影響により、健康・安全に対する国民の関心はより一層増していることから、防災・減災に関する知識・意識・技術を高めるため、防災教育プログラムの一層の普及と、ウイルス感染への不安が偏見や差別に繋がらないよう、正しい理解と冷静な対応のためのパンフレット等の教材を活用した取り組みを継続する。

青少年・こども赤十字の加盟促進と指導者の育成を図るとともに、国際人道法がねらいとする青少年健全育成のため、教育現場、地域、家庭、そして関係機関と連携し、重点施策等を推進する。

◎重点施策

青少年・こども赤十字の普及と人道的な価値観を身につけ自ら行動することができる人間育成のための重点施策

1. 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）
2. 青少年・こども赤十字指導者の研修
3. 青少年・こども赤十字防災教育の普及
4. 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上
5. 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の高揚
6. 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

◎重点施策についての具体策

(1) 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）

青少年・こども赤十字は、教育現場において教員や保育士の指導のもとに実施され、その理念・目標が青少年の健全育成のために重要な役割を担っていることを周知させるため、以下のとおり推進する。

- ア 指導講師、賛助奉仕団及び指導者協議会との連携・協力のもとに未加盟校への訪問、働きかけをする。
- イ 新規加盟を促進し、各施設校における行事等を通じて、家庭及び地域社会への青少年・こども赤十字活動の理解促進を図る。また、支部広報紙や報道機関を通じ広報活動を推進する。
- ウ 生きる力を育てるため、赤十字そのものを教材としての活用を促す。

(2) 青少年・こども赤十字指導者の研修

青少年・こども赤十字活動は、指導者である教員や保育士の理解と協力のもとに実施されるものであることから、指導者育成を図るために、次の研修を推進する。

- ア 高等学校青少年赤十字指導者養成講習会（支部・協議会・高文連青少年赤十字部共催）
- イ 地区主催青少年赤十字指導者研修会
- ウ 第1ブロック青少年赤十字指導者研究会
- エ 地区主催こども赤十字指導者研修会

(3) 青少年・こども赤十字防災教育の普及

日本赤十字社が作製した、防災分野での高い学習効果が期待できる2つの教材「まもるいのちひろめるぼうさい」（平成26年度作製 小・中・高等学校用）と「ぼうさいまちがいさがしきけんはっけん！」（平成30年度作製 幼稚園・保育所用）を活用し、防災教育の普及を推進する。

併せて、全国でも有数の加盟施設を誇る幼稚園・保育所における園児への防災教育については歌を通して、いのちの大切さ、思いやりの心を育み、そして、防災意識の向上へと繋げることができるように当支部で制作した「いのちをまもる ぼうさいイメージソング」「愛をつないで」を幼稚園・保育所の関係者を中心に、以下のとおり普及・展開する。

- ア 加盟・未加盟施設校へのフォローアップ（加盟促進を含む）
- イ 教育委員会等との連携促進、リーダーシップ・トレーニング・センター等での活用
- ウ 指導者を対象とした防災教育に関する研修会等での周知（加盟促進を含む）
- エ SNS等のWeb媒体や、イベント等を通じた広報展開

(4) 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上

青少年赤十字メンバー育成のため、各地区指導者協議会及び支部主催によるリーダーシップ・トレーニング・センターへの参加を働きかけるとともに、本社主催研修会などに県内メンバーを積極的に派遣し、リーダーの養成に努める。

また、こども赤十字メンバーについては、各施設における活動や各地区指導者協議会の行事などを通して育成を図る。

青少年赤十字メンバー対象の研修事業

- ア 青少年赤十字スタディー・センター（本社主催）
- イ 青少年赤十字高校リーダーシップ・トレーニング・センター
(支部・協議会・県高文連青少年赤十字部共催)
- ウ 青少年赤十字高校リーダー研修会（支部・協議会・県高文連青少年赤十字部共催）
- エ 地区小・中リーダーシップ・トレーニング・センター（地区主催）
- オ 地区高校リーダーシップ・トレーニング・センター（地区主催）

- カ 全国高等学校総合文化祭 ボランティア部門
- キ 県高等学校総合文化祭 青少年赤十字部門大会

(5) 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の推進

支部と指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団の連携のもと、青少年・こども赤十字活動を通して地域社会や保護者に赤十字事業を周知する効果的な方法を探りその実現を目指す。

- ア 各地区青少年・こども赤十字活動の実態と課題を把握し、青少年・こども赤十字活動が活性化できるよう、幼・保、小、中、高校、特別支援の各校種別に可能な活性化の方策を検討する。
- イ 各加盟施設校が青少年・こども赤十字関係の行事を実施するにあたっては、以下の点について重点的に取り組む。
 - ・PTA、町会、報道機関、教育委員会等への広報
 - ・近隣学校（園・所）への案内及び共同開催の推進
 - ・地域奉仕団等との合同行事の実施

(6) 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

将来の赤十字活動を支える若年層を赤十字運動に対して参加・協力に導く体制・方策の構築は、喫緊の課題と捉えている。特に、高等学校青少年赤十字メンバーは、将来の赤十字運動を支える中心的な人材であると言える。

既存の青年赤十字奉仕団や学生奉仕団という枠組みに囚われることなく、青少年赤十字メンバーと青少年赤十字メンバーOB・OGを交えたワーキング・グループ等を実施し、社会のニーズに即した事業展開とネットワークの構築を図る「青少年赤十字メンバー未来を創るプロジェクト」を実施する。

6 国際活動

世界各地で起こる武力紛争や気候変動などによる大規模な自然災害が発生する中で、日本赤十字社は、世界 192 の赤十字社の一員として、緊急救援や復興支援事業、長期的人道支援ニーズへの取り組みなど多岐に渡る活動を行っている。

また、寄託者の期待や要請に応えられるよう、支部独自又はブロック共同で国際救援と開発協力事業を進める一方、異常気象や紛争など多様化する救援ニーズに対応するための、幅広い人材確保が求められていることから、国内外の研修を通じて国際救援に関わる要員の養成・強化を行っている。

(1) 海外における災害、難民等の救援資金の拠出と海外救援金の募集

(2) 第1ブロック共同による国際開発協力事業

- ア ラオス：救急法普及支援事業
- イ ネパール：青少年赤十字海外支援事業
- ウ バヌアツ：青少年赤十字海外支援事業

(3) 国際救援の現場で活躍できる救護要員及び連絡調整員の養成・教育

- ア ERU（国際）要員研修会
- イ 国際救援・ERU 要員の教育
- ウ 国際 NGO 関連学会等への派遣

(4) 国際救援活動体験キャンプへの協力

- 主 催：日本赤十字秋田看護大学
- 場 所：青森市（予定）
- 内 容：海外の大規模災害発生時に出動する国際救援ユニット（ERU）等の運用にかかる疑似体験をするほか、様々なメニューを通して国際救援活動の理解を深める。

(5) 国際人道法及びジュネーブ条約の普及

- 各種研修への参加

(6) 米国赤十字社 三沢基地支部との連携協力

7 医療事業

赤十字の医療施設は、災害時には医師・看護師等からなる医療救護班を編成し、災害現場に派遣するなどの災害救護活動を行うほか、平時には地域の中心的な公的病院として、救急医療をはじめ、高度医療、母子保健及び周産期医療、保健福祉活動等を含む総合医療活動を行っている。

当支部管内では、八戸市に八戸赤十字病院を有し、地域医療支援病院及び地域災害拠点病院として県民の健康保全、福祉の増進に貢献するため、次の事項に重点を置き、健全なる経営と運営を図る。

◎八戸赤十字病院

平成 17 年 2 月に制定した病院の基本理念に基づいて、患者様中心の医療を展開し、病院の内外から支持される病院を目指す。

経営の健全化を図り、次に掲げる医療活動・取り組みを実践する。

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 高度医療機能の強化
- (3) 地域医療の確保・充実の支援
- (4) 災害医療の充実（事業継続計画と救護体制の整備）
- (5) 各赤十字事業の強化（救急法等の講習普及活動等）
- (6) 公的医療機関としての地域の医療・介護・福祉との連携・協力の推進
（地域の新型コロナウイルス感染対策への積極的対応）
- (7) 経営改善の継続的強化
- (8) 上記項目を実践できる人材の確保・育成と職場環境の整備

八戸赤十字病院の基本理念

私たちは、地域の皆様の生命と健康を守るために、赤十字の理念にもとづいた信頼される医療を実践し、「あなたの病院、わたしの病院、そして私たちの病院」として、誇れる病院づくりに最善を尽くします。

8 社会福祉事業

児童福祉法第42条第2号及び第43条第2号に規定されている医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター並びに障害者総合支援法第5条第6項、第5条第7項及び第5条第8項に規定されている療養介護、生活介護及び短期入所の運営業務を青森県より委託を受け、また、医療法に規定する病院としての機能による小児リハビリテーションを中心に、小児整形外科疾患や障害児の小児科治療を主として行っている。

◎青森県立はまなす医療療育センター

青森県医療療育センター条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に基づいて、日本赤十字社青森県支部が「青森県立はまなす医療療育センター」の管理運営を指定管理者として受託している。

(1) 青森県立はまなす医療療育センターは、次に掲げる業務を行う。

- ア 医療型障害児入所施設（肢体不自由42床、重症心身障害40床）
肢体不自由児及び重症心身障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。
- イ 医療型児童発達支援センター（40名）
肢体不自由児及び重症心身障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。
- ウ 療養介護（肢体不自由42床、重症心身障害40床）
障害者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。
- エ 生活介護（20名）
障害者を通わせて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。
- オ 短期入所（空床型）
障害者等を短期間入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与すること。

(2) 青森県南地域の肢体不自由児（者）のため、施設の機能を生かして、次の医療社会活動も実施する。

- ア 在宅重度身体障害者訪問診査事業
- イ 身体障害者巡回診査事業
- ウ 乳幼児発達療育相談事業
- エ 脊柱側弯症等学校運動器検診
- オ 八戸市先天性股関節脱臼検診への協力

青森県立はまなす医療療育センターの基本理念

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、その個性を伸ばし、また、ご家族のお気持ちに配慮しながら仕事を進めていくのが私たちの基本姿勢です。

私たちの施設は、日本赤十字社が運営を委託されております。国際赤十字運動の7つの基本原則に基づいて行動し、日本赤十字社としての特徴を發揮することが大切です。7つの基本原則とは、1) 人道 2) 公平 3) 中立 4) 独立 5) 奉仕 6) 単一 7) 世界性です。

9 血液事業

青森県赤十字血液センターでは、東北ブロックとしての一体的な運営並びに広域的な需給管理体制のもと、血液製剤の需要動向を的確に見極め、県内医療機関の要請に積極的に対応するため、献血者数は47,002人を目標とした。

事業運営にあたっては、関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、県・市町村と連携しながら、若年層をはじめ、広く県民に献血思想の普及と血液事業への理解と協力を求め、医療機関からの需要の多い400mL献血及び成分献血の確保に努め、事業の推進を図ることとしている。

(1) 令和3年度血液確保・供給計画（県内分）

区分		確保目標量(L)	確保目標人数(人)
献血量／献血者数		20,605.5	47,002
内訳	200mL献血	183.2	916
	400mL献血	12,905.2	32,263
	血漿成分献血	6,130.9	11,270
	血小板成分献血	1,386.2	2,553

供給本数 ※200mL換算		189,240
内訳	全 血	0
	赤 血 球	68,820
	血 漿 製 劑	20,080
	血 小 板 製 劑	100,340

(2) 確保対策の重点項目

- ア 若年層を中心とした献血思想の普及啓発
- イ 繙続広報及びキャンペーン実施による献血推進
- ウ 400mL献血及び成分献血確保のための積極的な活動
- エ 原料血漿の確保目標100%達成
- オ 複数回献血クラブの拡大と活用
- カ 市町村への献血推進及び献血目標達成依頼
- キ 献血ルームの活性化及び献血バスの効率的稼働
- ク 献血協賛企業の募集と新規事業所の開拓
- ケ 県民への情報提供（ホームページ・Twitter・Facebook・YouTube・LINE等）
- コ 特定年齢に対する献血依頼
- サ 大学、高校でのセミナー実施

10 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動

（1）趣旨

日本赤十字社では、災害や紛争、感染症で失われるいのちを守り、その苦痛を限りなく軽減するための活動や、地域や教育現場における平時からの防災・減災の知識・技術の普及強化、行政等と連携した地域での講習普及等による地域のレジリエンスの強化、また、それらを実施する基盤となる会員（社員）募集の推進等を、主な重点事業として取り組むこととしている。

日本赤十字社が国内外を問わず、幅広い活動を展開できるのは、赤十字の目的に賛同し、活動資金をお寄せいただく会員をはじめ、地区・分区の担当者、協賛委員、赤十字奉仕団員、ボランティア等の多くの皆様に支えられているからである。

今後も社会のニーズの変化や地域の期待に沿った活動を展開していくためには、より多くの方々の理解と協力を得て、会員（社員）の増強と活動資金の増収を図る必要がある。

赤十字に課せられた使命を着実に遂行するため、2月の強調月間にあわせ、当県支部全ての組織を挙げて赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動を実施する。

（2）スローガン

赤十字を支えるあなたの“ちから”

（3）実施期間

令和3年2月1日から通年実施する。

なお、2月1日から28日までの1ヶ月間を「強調月間」とするが、赤十字奉仕者による募集活動の展開は、各市地区・町村分区において最も効果的と考えられる時期に行う。

（4）目標額

目標額 216,000,000円

内訳	目標額
地区分区	202,980,000円
支部	13,020,000円
合計	216,000,000円

（5）重点項目

- ア 「会員・協力会員」（社員）の会費（社費）協力の継続に努める。
- イ 「会員・協力会員」（社員）の新規加入の確保・増進に努める。
- ウ 有功章会員（社員）の確保・増進に努める。
- エ 法人会員（社員）の確保・増進に努める。
- オ 募集運動を担う自治会役員等赤十字奉仕者に対する理解促進に努める。

(6) 運動推進の取り組み

支部、地区分区、募集運動を担う赤十字奉仕者の連携により推進する。

(7) 広報活動と運動資材の効果的活用

- ア マスメディアによる協力の呼びかけを行う。
- イ 広報用チラシを各世帯に配布するほか、市町村の「道の駅」などの施設に設置して地域住民に協力を呼びかける。
- ウ 広報用ポスターを公共施設などの市町村主要施設に掲出して協力を呼びかける。
- エ 市町村広報紙などの地域に密着した広報媒体による協力の呼びかけを行う。
- オ 「赤十字ふれあい推進事業」などのイベント型広報活動による協力の呼びかけを行う。
- カ 募集運動を行っていない自治会等に対して、募集運動実施の働きかけを強化する。

(8) 表彰制度と税の優遇措置

表彰及び税制上の優遇措置の周知を図り、運動の効果的推進を図る。

(9) 地区分区交付金

郡市地区・町村分区の募集実績に応じて、事務費ならびに事業費交付金を交付する。

- ア 事務費交付金
市地区及び町村分区には、実績額の 10% の範囲内で交付する。
- イ 事業費交付金
 - (ア) 郡地区には、実績額の 3% の範囲内で交付する。
 - (イ) 市地区には、実績額の 1% の範囲内で交付する。

(10) 奨励金の交付

7月 31 日までに高率完遂・準高率完遂した地区分区に対して、奨励金を交付する。

- ア 高率完遂
 - (ア) 郡地区及び町村分区
目標額に対し実績額が 150% 以上に達した場合、17,000 円を交付する。
 - (イ) 市地区
目標額に対し実績額が 120% 以上に達した場合、17,000 円を交付する。
- イ 準高率完遂
 - (ア) 郡地区及び町村分区
目標額に対し実績額が 120% 以上に達した場合、7,000 円を交付する。
 - (イ) 市地区
目標額に対し実績額が 110% 以上に達した場合、7,000 円を交付する。

(11) 募集運動の強化

ア 募集体制について

自治会役員等の赤十字奉仕者と地域奉仕団が、募集対象等の明確な役割分担のもとに赤十字会員（社員）・会費（社費）募集を実施するなど、募集体制の強化を図る。

イ 赤十字会員（社員）の継続協力と新規加入者の確保について

赤十字会員（社員）の減少理由となる異動（脱退・死亡・転出）が生じたときは、同一世帯から新規加入者を確保する。

ウ 募集運動を担う赤十字奉仕者の理解促進について

「赤十字ふれあい推進事業」（イベント）や地域奉仕団、青少年赤十字などの関連行事への赤十字奉仕者の積極的参加を図る。

エ 地域住民への広報活動について

「赤十字ふれあい推進事業」など県内市町村で開催される各種イベントにおいて、県支部・地区分区連携のもと、地域住民の赤十字活動資金募集への理解促進を目的とした広報活動を行う。

また、市町村広報紙やホームページの活用のほか、地域奉仕団行事等にかかるマスコミへの積極的な取材依頼を行う。

オ 法人勧奨の推進及び企業の社会貢献活動との連携

安定的な活動資金の確保を図るため、既に勧奨している法人に加え、それ以外の県内全ての法人についても、法人会員（社員）加入の促進等による活動資金の確保に向けた訪問による勧奨、ダイレクトメール（DM）の積極活用、有功会や地元商工会議所等を通じての勧奨等に積極的に取り組む。

また、企業における社会貢献活動の関心は高まり、従来のCSR（企業の社会的責任）に加え、国際社会の共通課題として提唱されているSDGs（持続可能な開発目標）に積極的に取り組む企業も増えていることから、法人とのパートナーシップ強化による活動資金の増強に積極的に取り組む。

カ 新しい活動資金の募集について

自治会等における会員（社員）・会費（社費）募集の補完的役割として、主に若年層世代（20歳代から40歳代）を対象に口座振替やクレジットカード決済などを利用する口座振替会員（社員）等の募集を行うほか、資産整理や遺贈にかかる寄付などによる活動資金の確保に努める。

キ 有功会への支援協力依頼について

日頃、青森県赤十字有功会から多大な支援・協力を受けていることから、本運動についても理解と協力が得られるよう努める。

ク 管内施設への協力依頼について

管内施設（八戸赤十字病院、青森県立はまなす医療療育センター、青森県赤十字血液センター）にリーフレットを配置し、施設利用者や地域住民の方々がいつでも協力できる環境を作る。また、施設のホームページから本社ホームページへのリンク促進を図る。

11 赤十字思想普及・広報活動

県民の赤十字運動への理解と参画を求めるため、各種赤十字事業や広報資材を通じて普及に努める。

(1) 全国赤十字大会への参加

毎年5月に東京都で開催される日本赤十字社名誉総裁皇后陛下ご臨席の全国赤十字大会に、協賛委員、奉仕団員、地区分区役職員等の赤十字関係者が参加し、赤十字運動への理解促進を図り、県民の赤十字運動への理解と参画を求める。

(2) 広報資材等の作成と活用

広報資材等の作成と活用により、赤十字運動や赤十字活動資金（会費・寄付金）の募集について、県民への理解と協力の促進を図る。

ア 活動資金の募集にかかる広報

(ア) 広報用ポスター（4,400枚）

広報用ポスター（日本赤十字社本社作成）を各市役所・町村役場、公共施設、「道の駅」等の市町村主要施設に掲出する。

(イ) 世帯配布用広報チラシ（467,000枚）

県内全世帯を対象に事業紹介と決算報告を兼ねた広報チラシを配布する。また、「道の駅」等の市町村主要施設への設置を行う。

(ウ) 奉仕者用協力依頼状（12,000枚）

自治会役員等の赤十字奉仕者に対し、支部長からの協力依頼を行う。

(エ) 奉仕者募集の手順書（32,000枚）

自治会役員等の赤十字奉仕者が活動資金募集を円滑に行えるよう資料を配布する。

(オ) 税制上の優遇措置、赤十字の表彰と表彰種別（36,000枚）

奉仕者募集の手順書に加え、税制優遇や表彰制度の資料を配布する。

(カ) 法人会員（社員）の募集強化

法人会員（社員）の募集強化のため、自動販売機の売り上げによる活動資金への支援などのCSR（企業の社会的責任）に加え、SDGs（持続可能な開発目標）にかかるパートナーシップ強化のための広報活動を行う。

(キ) 新たな活動資金募集

口座振替やクレジットカード決済を利用した口座振替会員（社員）等の募集、遺贈や資産整理、香典返しなどによる活動資金への支援にかかる広報活動を行う。

(ク) 管内施設等との連携強化

管内施設へのリーフレットの配置などを通じた施設利用者や地域住民の方々がいつでも協力できる環境作りのほか、有功会への理解促進と協力を促すための広報活動を行う。

(ケ) 会員（社員）への情報提供（1回につき約3,300部）

年額2千円以上の会費（社費）による支援を継続的に行う会員（社員）に対して、年2回広報紙「赤十字NEWS」や全国統一会員誌を郵送する。

イ 赤十字運動への理解と参画にかかる広報

(ア) 赤十字 NEWS

国内外の赤十字運動への取り組みを発信するため、広報紙「赤十字 NEWS」を赤十字関係者等に郵送・配布する。

(イ) 日赤あおもり（年4回：季刊／1回につき1,000部発行）

青森県支部の取り組みを発信するため、広報紙「日赤あおもり」を赤十字関係者等に郵送・配布する。

(ウ) 市町村広報紙への寄稿

市町村広報紙への寄稿を積極的に行い、地域に根ざした広報展開を行う。

(エ) 広報資材の貸出提供

赤十字関係者に対し、各種関連行事等に日本赤十字社本社や支部が作成する各種広報資材の効果的な活用、広報パネルや視聴覚教材の貸出や来場者に配布する赤十字関連資料の提供を行う。

(3) 赤十字ふれあい推進事業

地域住民への赤十字運動への理解と参画を図るため、市町村で開催される各種イベントにおいて、市地区・町村分区分が赤十字 PR ブースの出展をする「赤十字ふれあい推進事業」を実施する。

(4) 支部ホームページの運用

支部ホームページにより、主に若年層世代に対する情報発信を積極的に行い、赤十字事業への参画促進を図る。

(5) 支部資料展示室の運営

赤十字奉仕団、青少年赤十字等の赤十字関係者の支部訪問において、資料展示室を開放し、赤十字運動の理解促進を図る。

(6) マスメディア等への情報発信

テレビ・新聞等のマスメディアに対して赤十字運動にかかる情報を発信するほか、NHK が事務局を務める「青森広報連絡会」への参加を通して、県内各種団体等との広報協力体制の強化を図る。

(7) 手縫いの赤十字旗・三上剛太郎医師の普及

手縫いの赤十字旗で知られる三上剛太郎医師について、赤十字の旗ひるがえる里づくりを行う下北郡佐井村と連携し、広報資材等の効果的な活用を促し、県内外に赤十字運動の輪の広がりを目指す。

(8) その他

日本赤十字社本社が開催する広報担当者を対象としたセミナー等に職員を派遣し、支部広報活動の体制強化を図る。

また、5月の「赤十字運動月間」における広報活動の一環として、人道への理解を深めることを目的に、世界赤十字デー（5月8日）にレッドライトアップ企画を実施する。

12 青森県赤十字有功会

青森県赤十字有功会は、昭和55年に結成以来、支部社業推進の支援組織として重要な役割を担っている。特に県支部と連携をはかり、新規有功章会員（社員）の加入斡旋に努め、赤十字活動資金の増強に寄与するとともに、青少年赤十字活動を支援するなど、赤十字事業へ多大な貢献をしている。

また、地区で組織した弘前市、平内町、蓬田村の各有功会は、地域における「仲間づくり運動」に大きく貢献している。

これら有功会事業の一層の活性化を図るため、支部は有功章会員（社員）の積極的な勧誘に努める。

（1）赤十字思想と社旨普及の協力

赤十字会員（社員）増強運動の主旨を体し、機会あるごとに赤十字思想と社旨の普及に努める。

（2）会員相互の交流と親睦

新年祝賀会員互礼会の開催、研修旅行の実施、会報の発行 等

（3）「仲間づくり運動」による大口社資募集の推進

新規有功章会員（社員）の加入斡旋、有功会への勧誘 等

（4）地区赤十字有功会活動の推進

地区赤十字有功会に対する助成

（5）その他

国内外の災害に対する義援金等の寄託、本会の目的達成に必要と認められる事業

令和3年度行事予定表

(総務課関係)

◎…有功会関係

	本社関係	支部関係	第1 ブロック関係
4月	全国支部事務局長会議 (15日 日赤本社)	赤十字職員基礎研修会	
5月			
6月	本社理事会、代議員会 (25日 新霞が関ビル)	支部評議員会 ◎県赤十字有功会監査会 ◎県赤十字有功会役員会	第1B 事務局長会議 (24日 日赤本社)
7月	ソフトウェア管理担当者研修会 (7~8月 日赤本社)	◎県赤十字有功会総会	
8月	支部会計担当者研修会 (8~9月 Web会議)		
9月	全国支部事務局長会社業振興特別委員会(16,17日 大阪府) 中堅幹部職員養成研修会(前半部) 障害者雇用促進セミナー (9~10月 日赤本社)		第1B 合同課長研修会 (8~10日 宮城県) 第1B 合同係長研修会 (13~15日 福島県)
10月	中堅幹部職員養成研修会(後半部) 基幹幹部職員養成研修会 情報セキュリティ研修会 (10~11月 Web会議)		第1B 事務局長会議 (25~26日 福島県)
11月	本社理事会(26日 日赤本社) 労務管理セミナー (4~5日 日赤本社)		第1B 事務局次長・総務課長会議 (岩手県)
12月			
1月		◎県赤十字有功会新年祝賀会員互礼会	
2月	勤務評定制度研修会 (1日 日赤本社) 人事・給与実務担当者研修会 (2~4日 日赤本社) 決算に向けた事前研修会(Web会議)	支部評議員会	
3月	本社理事会、代議員会 (18日 新霞が関ビル)		第1B 事務局長会議 (17日 日赤本社)
未定	◎日赤紺継・有功会会長協議会総会(群馬県)		

(組織振興課／社業振興・広報関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月			
5月	赤十字運動月間(～31日) ◎全国赤十字大会	地区分区事務委員等研修会 (21日 青森市内)	
6月			第1B組織振興課長会議 (29～30日 青森県)
7月			
8月		会員増強・活動資金增收運動意見 交換会(県内4会場)	
9月	ファンドレイジングセミナー2021 (日赤本社)		
10月		会員増強・活動資金增收運動推進 会議(18日 青森市内)	第1B組織振興担当者研究会 (14～15日 秋田県)
11月		都市地区・町村分区関係者会議 (19日 青森市内)	
12月	NHK海外たすけあいキャンペーン (～25日)		
1月			
2月		会員増強・活動資金增收運動強調 月間(～28日)	
3月	ACTION!防災・減災(～31日)		
未定	全国広報会議(東京都内)	◎活動資金功労表彰伝達式 (青森市内)	

(組織振興課／赤十字奉仕団関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月	青年赤十字奉仕団全国協議会 (24~25日 日赤本社)	指導講師会議(9日) 支部委員会(20日 県民福祉プラザ)	
5月	赤十字奉仕団中央委員会 (28日 日赤本社)		
6月	支部赤十字奉仕団担当者会議 (10日 Web会議)	基礎研修会 (25日 リンクステーションホール青森)	青年赤十字奉仕団第1B 協議会(宮城県)
7月		委員長・事務担当者会議 (7~8月 県内6地区)	
8月		↓	
9月		リーダーシップ研修会 (17日 リンクステーションホール青森)	第1B委員長・担当者会議 (秋田県)
10月	赤十字ボランティア・リーダー 研修会(29~31日 関東)	活動研究会 (10~12月 外ヶ浜町・鯵ヶ沢町・ 横浜町)	
11月		↓	
12月		↓	
1月	赤十字奉仕団支部指導講師研修会 (24~26日 日赤本社)		
2月		強化推進会議(10日)	
3月			
未定			

(組織振興課／青少年・こども赤十字関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月	青少年赤十字担当者研修会 (9日 Web会議)	県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 代表委員会(9日) 指導講師会議・研修会(16日)	
5月	青少年赤十字リーダーシップトレーニングセンター 指導者養成講習会 (22~23日 日赤本社)	県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 事務局会議・監査会(7日)	
6月	青少年赤十字全国指導者協議会 総会・研修会(29日 日赤本社)	県青少年赤十字賛助奉仕団定例総会 (11日)	
7月	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会 総会(17~18日 日赤本社)	青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター事前打合せ会議(2日) 県青少年赤十字指導者協議会理事会 ・研修会 (9日 県総合社会教育センター)	
8月		青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター・高校指導者養成講習 会(4~6日 小川原湖青年の家)	
9月	指導主事対象青少年赤十字研究会 (30日 日赤本社)		
10月		県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 事務局会議(1日) 県高等学校文化連盟青少年赤十字部 門大会(県立青森中央高等学校)	第1B青少年赤十字指導者 研究会(14~15日 青森県)
11月		県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 代表委員会(5日)	
12月		青少年赤十字高等学校リーダー研修会 事前打合せ会議(3日)	
1月		青少年赤十字高等学校リーダー研修会・ 高校指導者養成講習会 (5~7日 梵珠少年自然の家)	
2月			
3月	青少年赤十字ステッパー・センター (22~26日 山中湖村東照館)	県青少年赤十字賛助奉仕団第3回 事務局会議(8日)	
未定			全国青少年赤十字賛助奉仕団 協議会第1B研修会(青森県)

(事業推進課関係) ◎…救護関係 ●…救急法等講習関係 ○…献血関係 ·…医療関係 △…国際活動関係

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月		・日本赤十字秋田看護大学入学式 ●水上安全法指導員研修会	
5月		○市町村献血推進事業担当者会議 ●救急法指導員研修会 ●幼児安全法指導員研修会 ●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会 (青森市)	
6月	●救急法講師研究会(17~18日)		
7月	◎防災教育事業指導者養成研修 (9~11日) ●赤十字講習担当課長会議(1~2日)	○青森市献血推進協議会総会 ・八戸赤十字病院運営審議会 ○献血感謝のつどい	
8月			
9月		◎青森県総合防災訓練(五所川原市)	
10月		・県支部養成赤十字看護学生選抜試験 ●高文連支援事業(青森中央高等学校)	
11月		●救急法基礎講習・救急員養成講習会 (青森市・八戸市)	
12月	●救急法講師養成講習(1~3日) ●水上安全法講師研修会(15~16日)		
1月	●救急法講師研修会(17~18日)		
2月	●健康生活支援講習講師研修会 (8~9日) ●幼児安全法講師研修会(9~10日) △国際人道法セミナー	・八戸赤十字病院運営審議会 ○青森県献血推進協議会 ○市町村献血推進担当課長会議	
3月		・日本赤十字秋田看護大学卒業証書 授与式	
未定	◎支部救護業務担当課長会議 ◎日本DMAT隊員養成研修 ◎全国赤十字救護班研修会 ◎日赤災害医療コーディネート研修会	◎救護班基礎研修会 ◎救護班中級研修会 ◎こころのケア研修会 ◎赤十字防災セミナー ◎青森県原子力防災訓練 ◎青森県災害対策本部図上訓練 ◎青森県SCU設置運営訓練 ◎青森県石油コンビナート等特別区域防災訓練 ◎青森市総合防災訓練 ◎八戸市総合防災訓練 ◎日本DMAT隊員技能維持研修 ◎東北ブロックDMAT参集訓練 ●健康生活支援講習指導員研修会 ●健康生活支援講習支援員養成講習 ●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会(八戸市) ●幼児安全法支援員養成講習 △国際活動体験キャンプ	第1B事業推進課長会議 (宮城県) ●赤十字講習推進委員会 第1B会議 ◎第1B合同災害救護訓練 (宮城県) ◎第1B原子力災害対応基礎 研修会(福島県)

日本赤十字社青森県支部管内施設一覧

施 設 名	住 所	電話番号
八戸赤十字病院	〒039-1104 八戸市大字田面木字中明戸 2	0178-27-3111
日本赤十字社青森県支部受託 青森県立はまなす医療療育センター	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚 17-729	0178-31-5005
青森県赤十字血液センター	〒030-0966 青森市花園 2-19-11	017-741-1511

令和3年度事業計画

日本赤十字社青森県支部
〒030-0861 青森市長島 1-3-1
電話 017-722-2011